

# 平成29年度 事業系ごみ受入基準表

## 「畜産農業」

「酪農業」「肉用牛生産業」「養豚業」「養鶏業」  
「畜産類似業」「養蚕農業」「その他の畜産農業」

川島町環境センター

種別と搬入の可否				廃棄物の種類	内 容	主な品目	制限される業種
一般廃棄物		産業廃棄物					
可	否	可	否				
<b>受入できる廃棄物</b>							
○				13. 紙くず		新聞紙 雑誌・雑紙 シュレッダーした紙 ダンボール 紙パック 紙製容器包装	建設業 パルプ製造業 紙製造業 紙加工品製造業 新聞業 出版業 製本業 印刷物加工業
○				14. 木くず		木製机 木製イス 木製テーブル 剪定枝  (木製パレットは全業種とも搬入不可)	建設業 物品賃貸業 製材業 木製品製造業 パルプ製造業 家具製造業
○				15. 繊維くず		作業服 制服 (天然繊維くずのみで、合成繊維製は廃プラスチック扱い)	建設業 製糸業 紡績業
○				16. 動植物性残さ	従業員等の食べ残し。	野菜くず 麺くず ハムくず パンくず	
		○少量指定		6. 廃プラスチック類	事業活動に伴って生じた少量(1日1kg未満)の廃プラスチック類(家庭から排出されるものと同種類のものに限る)	【1日1kg未満】 プラスチック製容器包装 プラスチック製バケツ プラスチック製ホース等	
					従業員等の個人消費に伴って生じた少量(1日1kg未満)の弁当容器などの廃プラスチック類	【1日1kg未満】 プラスチック製弁当容器 レジ袋 菓子袋等	

種別と搬入の可否				廃棄物の種類	内 容	主な品目	制限される業種
一般廃棄物		産業廃棄物					
可	否	可	否				
		○ 少量指定		8. 金属くず	事業活動に伴って生じた少量（1日1kg未満）の乾電池等（家庭から排出されるものと同種類のものに限る）（廃油等の付着しているものを除く）	【1日1kg未満】 乾電池 飲料用アルミ缶 飲料用スチール缶 缶詰缶 菓子缶 塗料缶 スプレー缶 カートリッジ式ガスボンベ 一斗缶 小型家電	
		○ 少量指定				従業員等の個人消費に伴って生じた少量（1日1kg未満）の飲料缶等	【1日1kg未満】 金属製飲料缶等
		○ 少量指定		9. ガラスくず、陶磁器くず	事業活動に伴って生じた少量（1日1kg未満）の蛍光管等（家庭から排出されるものと同種類のものに限る）ガラス類（板ガラス等）、陶磁器くず	【1日1kg未満】 板ガラス 陶磁器くず 蛍光管	
		○ 少量指定				従業員等の個人消費に伴って生じた少量（1日1kg未満）の飲料びん等	【1日1kg未満】 飲料びん等

### 受入できない廃棄物

			○	18. 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿		畜産農業 畜産類似業
			○	19. 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体	実験動物の死体も含む	畜産農業 畜産類似業
			○	1. 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ	焼却灰等	全業種
			○	2. 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等	洗車場汚泥等	全業種

種別と搬入の可否				廃棄物の種類	内 容	主な品目	制限される業種
一般廃棄物		産業廃棄物					
可	否	可	否				
			○	3. 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等	食用油 ラード 鉱物油 エンジンオイル等	全業種
			○	4. 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液	酸性廃液等	全業種
			○	5. 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液	アルカリ性廃液等	全業種
			○	6. 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物  【1日1kg未満の廃プラスチック類（家庭から排出されるものと同種類のものに限る）及び、従業員等の個人消費に伴って生じた1日1kg未満の弁当容器などの廃プラスチック類を除く】	廃タイヤ ビニール袋 PPバンド プラスチック製容器包装 発泡スチロール ペットボトル等	全業種
			○	7. ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず		全業種
			○	8. 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等  【1日1kg未満の乾電池等（家庭から排出されるものと同種類のものに限る）及び、従業員等の個人消費に伴って生じた1日1kg未満の飲料缶等を除く】	金属くず	全業種

種別と搬入の可否				廃棄物の種類	内 容	主な品目	制限される業種
一般廃棄物		産業廃棄物					
可	否	可	否				
			○	9. ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず  【1日1kg未満の蛍光管等（家庭から排出されるものと同種類のものに限る）ガラス類（板ガラス等）、陶磁器くず及び、従業員等の個人消費に伴って生じた1日1kg未満の飲料びん等を除く】	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず等	全業種	
			○	11. がれき類  工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物	コンクリート破片 アスファルト破片等	全業種	